

当日資料2 (共通)	H22.03.25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

障害福祉サービス等の取扱いに係るQA

本QAは、現段階での取扱いについて本市の見解をお示しするものですので、今後取扱いを変更することがあります。

項目番号	区分	質問	回答
1	総則	介護給付費等の請求がインターネット請求になったことにより、サービス実績記録票の作成は不要となったのか。	本記録票は、介護給付費等を利用者に代わって行うことと伴う本人に対する内容の確認をとるための資料ですので、インターネット請求になった後でも引き続き必要となります。
2	訪問系サービス	血圧測定、ガーゼの交換、医薬品の使用の介助等をヘルパーが行っても大丈夫か。	ヘルパーが医行為にあたるサービスを行うことはできませんが、本市ホームページ上にも掲載しております「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」に、医行為ではないと考えられるものが例示されていますので、ご参考の上、適切なサービス提供をお願いします。
3	訪問系サービス	介護保険と障害福祉サービスを併用している利用者の介護保険部分にキャンセルが出た。介護保険を優先的に使うように言われているが、実際の請求事務はどうなるのか。	キャンセル等により介護保険の支給限度基準額を満たさなくなったとしても、障害福祉サービスから介護保険への「振替」を行っていただく必要はありません。本市ホームページ上に掲載しております千葉県発出事務連絡「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」をご覧ください。
4	日中活動系サービス	同一日において、午前と午後等別の時間帯に複数の事業所を利用することができるのか。	いわゆる日中活動系サービスについては同一日に複数の事業所の利用について報酬を算定することはできません。 また、児童相談所で決定される障害児施設給付と児童デイサービスについても同様です。
5	日中活動系サービス	実際に利用した日数と欠席時対応加算を算定した日数を合算すると、支給決定のあった日数や契約日数を超えるがよいか。	実際に利用した日数が当該日数を超えることは差し支えありません。
6	日中活動系サービス	旧法施設から新体系に移行するため、利用者に障害程度区分の認定手続きを行っていただいた後に新体系移行を取りやめることになった。その際は障害程度区分認定等についてどのように取り扱うのか。	障害程度区分認定自体は有効ですので、申請者の方にて当該認定結果に基づく通知がなされます。また、有効期間内に介護給付の申請があった場合は当該認定結果に基づき決定を行います。
7	日中活動系サービス	定員超過減算の取扱いについて。	・ 詳細については、留意事項通知等を参照してください。 ・ 対象となる事業は以下のとおりです。 「112条又は第113条の規定により、指定生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型」等 ・ なお、定員超過利用は、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とするものです。 ・ また、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止に努めてください。
8	日中活動系サービス	人員欠如減算の取扱いについて。	詳細については、留意事項通知等を参照してください。 ・ 対象となる事業は以下のとおりです。 「療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当労働継続支援B型を含む。）、共同生活援助」等 ・ なお、人員欠如利用は、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とするものです。 ・ また、当該範囲を超える過剰な人員欠如の未然防止に努めてください。
9	日中活動系サービス	日中活動サービスの報酬の算定について。	以下の点に留意したうえで、適切なサービス提供をお願いします。 サービス提供時間の下限が設定されているものではないが、適切なアセスメントを通じて作成された個別支援計画に沿ったサービスを提供するうえで必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。 また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要がある。

障害福祉サービス等の取扱いに係るQA

本QAは、現段階での取扱いについて本市の見解をお示しするものですので、今後取扱いを変更することがあります。

項目番号	区分	質問	回答
10	訓練等給付	就労継続支援については、標準利用期間が設けられていないので支給決定が更新されれば特に期限なく利用できるものと解されるが、支給決定の更新について何か手続きは必要なのか。	国の通知（「介護給付等の支給決定について」第八第2項第4号）の趣旨に従い、初回の更新時には、利用実績、サービス管理責任者の方の評価等について必要な資料を提出していただきます。ただし、現に利用する事業所が就労継続支援を実施する前から旧法施設支援等で当該事業所を利用していた等実質上初回の更新とならない場合は除きます。 その他、各区で特に必要と認めた場合は、担当者による検討会議等を開催することも考えられます。
11	訓練等給付	標準利用期間が設定されているサービスについて、一旦当該サービスの利用を止めた後、しばらくして再度当該サービスの利用したい場合はどのように取り扱われるのか。	前に利用した事業所と別の事業所を利用する際は問題なく利用することができます。 前に利用した事業所と同じ事業所の利用を希望する場合は、前とは異なる作業班において活動を行う等訓練課程が従前のそれと相当程度異なる場合又は本人の心身の状態の変化により特に必要と認められる場合については利用することも可能です。その際は、事業所からその事実の分かるアセスメント、支援計画等を区に提出していただきます。
12	居宅介護	1日に居宅介護を複数回算定する場合、請求事務はどうなるのか。	1日に居宅介護を複数回算定する場合、概ね2時間以上の間隔を空けなければなりません。ただし、別の類型のサービスを使う場合（例えば、身体介護と家事援助を使う場合）は、間隔が2時間未満の場合もあります。
13	居宅介護	「特段の専門的配慮をもって行う調理」は身体介護として算定できるのか。また、その具体的な内容はどのようなものか。	身体介護として算定可能です。また、身体介護の一連のケアの一部である必要はありませんが、例えば、調理過程の一部にミキサーを使用したからと言って、そのサービスが全て身体介護になるということではありません。具体的な内容としては、嚥下困難者のための流動食等の調理のほか、医師の指示等に基づき適切な栄養量及び内容を有する特別食等の調理が考えられます。
14	居宅介護	利用者から年末の大掃除を依頼されたがサービス提供可能か。	家事援助は「調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの」ですので、報酬算定の対象となりません。必要に応じて自費サービス等で対応してください。
15	居宅介護	自宅の周囲を散歩するというサービス提供は可能か。	居宅介護は外出のためのサービスではないため、報酬算定の対象となります。
16	居宅介護	通院等介助における留意事項について。	特に、院内介助、ヘルパー自身の運転する車での運転時間、起点又は終点が居宅であること等の要件について、以下の通知等をご参照ください。 ・「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長通知） ・本市事業所説明会（平成21年9月29日開催）における資料6-1及び6-2（共に午後の部）
17	居宅介護	特定事業所加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合の取扱いについて。	速やかにその旨を届出してください。 また、加算等が算定されなくなった事実が発生した日の属する月の翌月の初日から加算等の算定を行わないこととなります。
18	居宅介護、重度訪問介護	居宅介護でマッサージを頼まれたが提供は可能か。	マッサージだけのために居宅介護又は重度訪問介護を提供することは、他制度抵触の恐れもあるので報酬算定の対象とはなりません。
19	居宅介護、重度訪問介護	利用者本人が不在の間に部屋を掃除しておいて欲しいと依頼されたが、サービス提供可能か。	利用者本人の居宅における便宜を供与するものであり、安否確認、健康チェック等もサービスに含まれていますので、本人不在では報酬算定の対象とはなりません。必要に応じて自費サービス等で対応してください。
20	居宅介護、重度訪問介護	一の利用者について、同一の事業所が、同一日において、居宅介護と重度訪問介護を算定することはできるか。	原則として算定できません。 重度訪問介護は、日常生活全般に常時支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援であるため。
21	居宅介護、移動支援	早朝、日中、夜間等の時間帯をまたくサービス提供を行ったのだが、どのサービスコードを使えば良いのか。	身体介護及び移動支援（身体介護を伴う）については最初の3時間まで、家事援助及び移動支援（身体介護を伴わない）については最初の1.5時間までをひとつのサービスコードで現した合成コードが用意されています。それ以降については、各時間帯の増分コードを使用してください。

障害福祉サービス等の取扱いに係るQA

本QAは、現段階での取扱いについて本市の見解をお示しするものですので、今後取扱いを変更することがあります。

項目番号	区分	質問	回答
22	児童デイサービス	国の事務処理要領第2第5項第6号イにおいて、「平成18年9月以前の児童デイサービス利用者に配慮し、施行後3年間は集団療育を行う児童についても対象とする」との文言が削除されたが、何か取扱いに変更はあるのか。	当該文言の削除について、厚生労働省は明確な意図を表明しておりません。本市としては、 ・報酬告示等の文言は「個別療育、集団療育を行う必要がある」と双方の必要性を示唆 ・集団療育のみを行うサービスの類型について未整理である一方、日中一時支援（放課後対策型）等の代替となり得る事業所資源がまだ本市全域において不十分であることに配慮し、保護者が対象児童に十分な支援を行うことができず、日中一時支援（放課後対策型）等で対応できない場合は引き続き集団療育のみが必要な児童に対しても本サービスの対象とします。
23	短期入所	どのような場合に、短期入所（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定するのか。	・短期入所と同日に日中活動系サービスを利用した場合。 ・短期入所と同日に日中活動系サービスを利用していないが、日中に短期入所サービスを提供していない場合。
24	短期入所	福祉型の短期入所と同様に、医療型の短期入所についても日中活動系サービスを利用した日に利用できることとなったのか。	医療型短期入所は現在も日中活動系サービスと同一の日に利用することはできません。
25	国保連合会とのデータ連携	千葉市の支給決定者については、いつまでに決定のあった内容について国保連の台帳に登録され請求に反映されるのか。	本市においては、毎月末（当日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）にその月に処理したデータを取りまとめ、翌月初旬に国保連の受給者台帳に当該情報を登録しています。 したがって、前の月末までに決定処理されたデータについて、翌月10日までの請求に反映されることとなります。各区においてデータ登録等を行うために一定の期間を要する場合もございますので、各区の担当者にスケジュールについてご確認ください。
26	統合上限額管理	障害福祉サービスと地域生活支援給付の統合上限額管理に係る管理結果票についても国保連に伝送するのか。	障害福祉サービスと違い、結果票を国保連に伝送する必要はありません。管理事業所から関係事業所へ紙媒体により送付していただき、後日明細書等と共に写しを本市に提出していただければ結構です。
27	統合上限額管理	統合上限額管理加算のみの給付費の支払いを受けたが、代理受領通知を発行するのか。	本加算分の給付費についても例外なく発行してください。
28	訪問入浴サービス	介護保険サービスにおいて訪問入浴サービスを利用しているが、そちらだけでは回数が足りないので地域生活支援給付の同サービスを利用できるか。	「介護保険サービス等の他の福祉サービス等により入浴のサービスが受けられない者」が対象となります。 したがって、ご質問の例については、入浴のサービス自体は受けいらっしゃるので地域生活支援給付においては本サービスを利用できることとなります。
29	日中一時支援	日中一時支援と障害福祉サービスの短期入所を同じ日に利用できるか。	異なる事業所においては必要に応じて利用可能です。ただし、短期入所の報酬単価は、原則として日中活動があった場合の単価となります。 同一の事業所においては以下のとおりです。 ○日中一時支援（日中預かり型） 連続する利用については算定不可。短記入所との間に日中活動系サービスが算定される場合は算定可。 ○日中一時支援（放課後対策型） 日中における支援体制とそれ以外の時間帯における短期入所による支援体制が明確に区分できれば算定可能。
30	居宅介護	「通院等介助（身体介護を伴う）」を行うことの前後に、外出と直接関連しない身体介護を30分～1時間以上行う場合、通算して「身体介護」を算定することとされているが、サービスが時間的に連続していない以下のケースの場合にはどう算定すべきか。 ①9:00～11:30 身体介護 ②11:30～13:00 家事援助 ③13:00～13:30 通院等介助（身体介護を伴う）	「身体介護」と「通院等介助（身体介護を伴う）」の間隔が2時間未満である場合には、一連のサービスととらえ、通算して「身体介護」を算定します。 したがって、ご質問の事例では①と③を通算して、身体介護3.0を算定することになります。
31	居宅介護	居宅介護計画に位置付けられているサービスと、居宅介護計画に位置付けられていない緊急時対応のサービスが時間的に連続することになった場合、本体サービス及び緊急時対応加算の算定方法はどうなるか。 ①10:30～11:00 身体介護（緊急時対応） ②11:00～12:00 身体介護（居宅介護計画位置付け有）	サービスが連続する場合は、一連のサービスととらえた上で緊急時対応加算を算定してください。 したがって、ご質問の事例では、①と②を通算した身体介護1.5と、緊急時対応加算を1回算定することになります。 なお、所要時間の決定にあたっては、平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A（VOL.3）にあります。サービス提供責任者が、サービス内容に応じた標準的な時間（実際に要した時間ではありません）を適切に判断する必要があります。

障害福祉サービス等の取扱いに係るQA

本QAは、現段階での取扱いについて本市の見解をお示しするものですので、今後取扱いを変更することがあります。

項目番号	区分	質問	回答
32	居宅介護、重度訪問介護	介護保険制度の訪問入浴介護を実施している最中に、利用者が二人介護の対象者であり行動障害も著しいことから、障害福祉サービスの居宅介護又は重度訪問介護を担当する慣れたヘルパーが一緒に入浴の介助を行ってよいか。	入浴の介助は居宅介護等と同等のサービスであることから同じ時間帯には認められません。